

令和7年度第2回千葉市国民健康保険運営協議会
令和8年2月4日
千葉市健康保険課

報告事項2

保険料水準の統一について

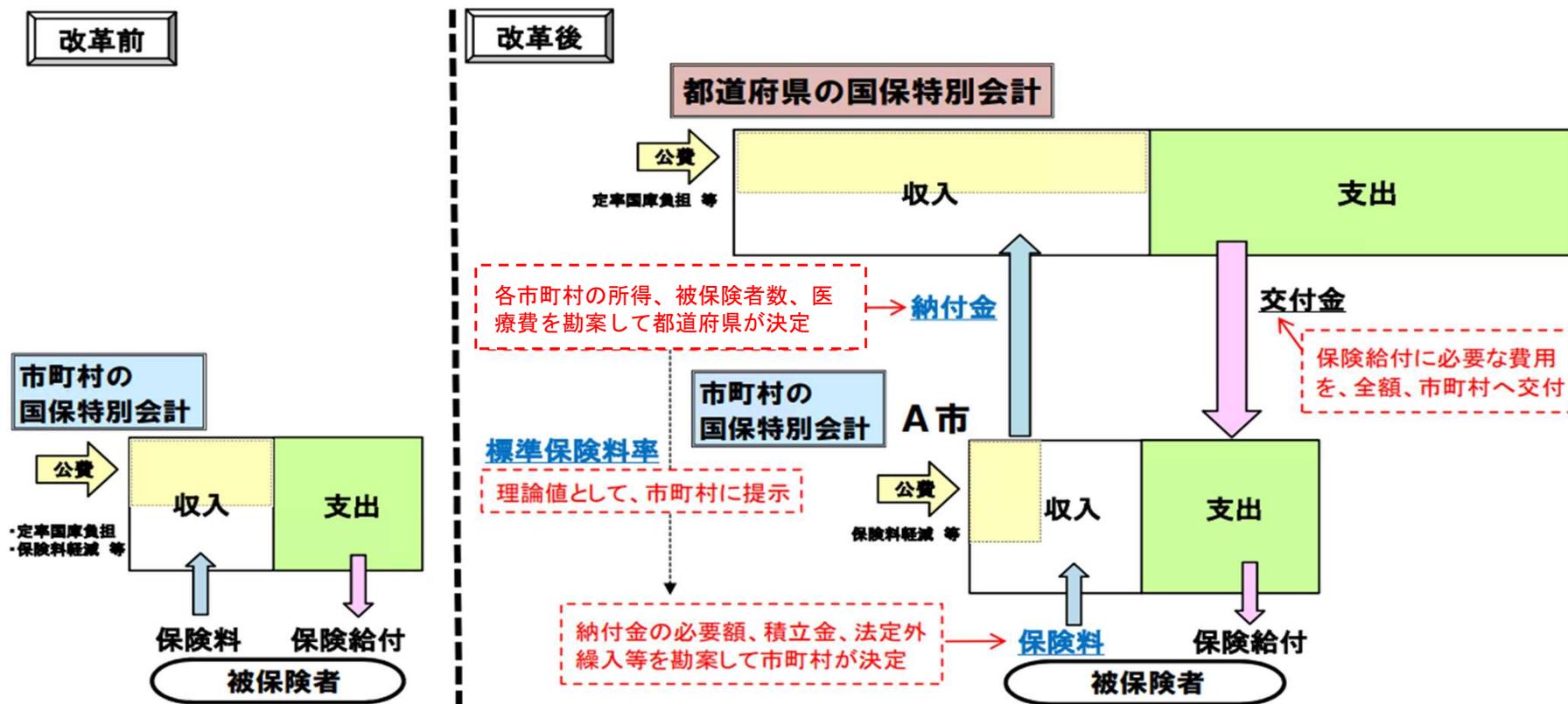
1 国民健康保険制度改革 (H30～)

○ 国保の課題

加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと。所得水準が低く保険料負担が重いこと。特に小規模保険者の財政運営が不安定 等



○ H30年度から、国財政支援の拡充とともに、年度間の保険料変動の抑制等のため、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みを構築



2 保険料水準の県内統一化

「都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、国は都道府県の国保運営方針期間（R6-R11）を、保険料水準統一化の取組の加速化期間とし、保険料水準統一加速化プラン（R5）を策定。

（国が都道府県における取組を支援するため、統一の論点や進め方などを整理。）

保険料水準統一加速化プラン

1. 統一の意義

(1) 保険料変動の抑制

高額な医療費の発生等による年度間の保険料変動を抑制

(2) 被保険者間の公平性確保

県内のどこの市町村でも同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられる

2. 統一について

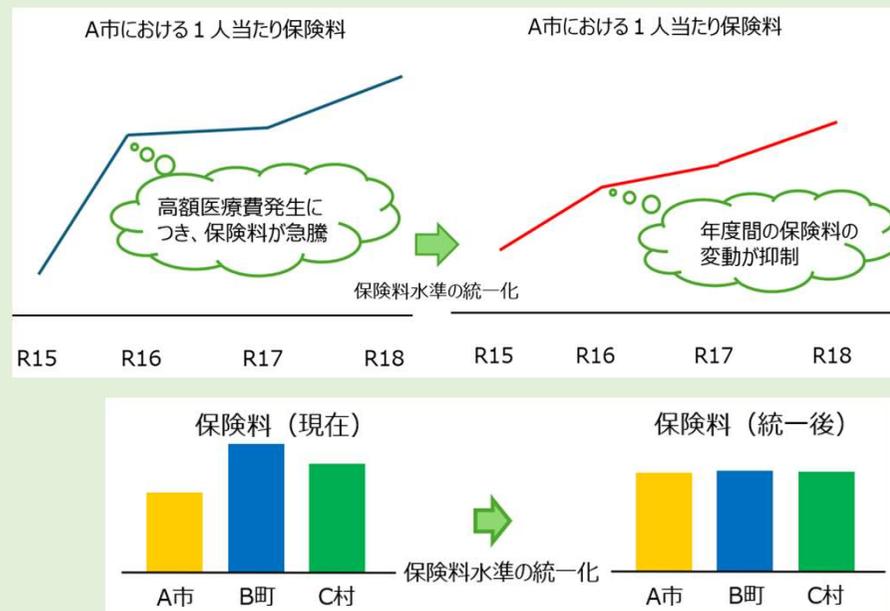
同じ所得水準、同じ世帯であれば同じ保険料とすること。

【国目標：令和15年度保険料～（※都道府県に対し、国保運営方針の中間見直し(R8)までに目標年度を定めるよう求める）】

※納付金ベースの統一

都道府県が各市町村に求める納付金に、当該市町村の医療費水準を反映させず、統一的な納付金算定とする

【国目標：令和12年度保険料～（※千葉県においては令和11年度より統一される）】



3 千葉県における検討状況



1. 検討方法

- ・ 第2期千葉県国保運営方針（R8中間見直し）で、統一化について決定した方針を位置づけ予定
- ・ 千葉県と県内市町村とで、保険料水準の統一にあたっての課題等を継続的に整理・検討

2. 整理・検討すべき課題（主なもの）

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| (1) 完全統一目標年度 | (5) 法定外繰入金（決算補填、決算保外以外の基準） |
| (2) 賦課方式（所得割・均等割・平等割等の採用） | (6) 標準（統一）保険料率の算定方法 |
| (3) 応能応益割合（所得割・均等割等の割合） | (7) 保健事業（特定健診、人間ドック等の基準や財源） |
| (4) 条例減免基準（災害・所得減少などの基準） | (8) 基金（基金の積立、活用） など |

3. スケジュール

R6～ 千葉県と県内市町村とで整理・検討を開始

R8 第2期千葉県国保運営方針中間見直し予定（パブリックコメント含む）

※R8以降も統一化に向けて検討すべき事項については、県と市で整理・検討を継続

< 参考 > 主な検討項目の論点

1. 統一目標年度について

厚労省はR15年度までに統一することを目指している中、千葉県の統一目標年度を決定する必要がある。

➡ 第2期千葉県国保運営方針（R8中間見直し）にて、位置づける方向で検討中

2. 賦課方式について（所得割・均等割・平等割等の採用）について

県内市町村で採用する賦課方式が異なるため、統一する必要がある。

<参考> 県内市町村の賦課方式の採用状況（R7年度）

医療分	後期分	介護分	採用団体数
3方式	3方式	3方式	2市【千葉市】
3方式	3方式	2方式	1市
3方式	2方式	2方式	49市
2方式	2方式	2方式	2市

3. 応能応益割合について

県内市町村で応能と応益の割合(※)が異なるため、統一する必要がある。

※応能応益割合とは
所得割（応能）と均等割＋平等割（応益）の比率のこと。

<参考> 県内市町村の応能応益割合の状況（R7年度）

応能割		応益割	採用団体数
50	:	50	13市
応能	>	応益	36市 【千葉市（55：45）】
応能	<	応益	5市

4. 条例減免基準について

県内市町村が条例に基づき実施する保険料減免の基準が異なるため、基準の統一を検討。

※条例減免の例
・災害 ・病気 ・失業 ・低所得 ・拘禁 等

<参考> 各都道府県状況（国保運営方針における取組予定）

○完全統一済（2都道府県）

R6年度：大阪府、奈良県

○完全統一目標年度設定済（17都道府県）

目標年度	都道府県名
R9年度	滋賀県
R11年度	福島県、大分県
R12年度	北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県
R12～17年度	広島県
R15年度	群馬県
R18年度	神奈川県、香川県